

役員報酬規程

第1条（目的）

特定非営利活動法人抱樸の定款第20条（報酬等）に基づき、役員報酬について、基本事項を以下のとおり定める。

第2条（報酬）

役員には、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を支給することができる。その額については、理事会において決定するものとする。

- （1） 報酬の額は月額とし、理事会において決定した額とする。
- （2） 役員に就任した月から報酬を支給することができる。
- （3） 役員が退任、又は死亡した場合には、その月分の報酬まで支給することができる。

2 役員がその職務を執行するために要した費用については、前項とは別に弁償することができる。

第3条（報酬の支給日）

役員報酬の支給日は、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

第4条（報酬の支払い）

役員報酬は、その金額を通貨で直接役員に支払うものとする。ただし、法令又は規定に基づき役員報酬から控除すべきものがある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

附則

この規程は、2016年6月1日から施行する。